

## 船舶事故調査報告書

令和4年3月2日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年3月20日 08時25分ごろ
発生場所	静岡県伊豆市土肥港 土肥港南防波堤灯台から真方位165°735m付近 (概位 北緯34°54.4′ 東経138°47.3′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、旋回中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年4月30日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、特殊小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、波向 東
事故の経過	本船は、操縦者ほか1人（以下「同乗者」という。）が乗り、港内で漂泊して釣りを行っていたところ沖に流されたので、操縦者が釣り場に戻ろうと船外機を始動して旋回を開始したところ、同乗者が遠心力で身体のバランスを崩して船体の重心が偏った際、東方からの波を受けて転覆した。 操縦者は、本船を起こしたが、船外機が再始動できなかったため、同乗者を乗せた本船のロープを引いて泳ぎ、出航した海水浴場の砂浜に戻った。
分析	本船は、漂泊状態から船外機によって旋回を開始したところ、同乗者が遠心力で身体のバランスを崩して船体の重心が偏った際、東方からの波を受けたことから、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が漂泊状態から船外機によって旋回を開始したところ、同乗者が遠心力で身体のバランスを崩して船体の重心が偏った際、東方からの波を受けたため、転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートの操縦者は、旋回を開始する場合、遠心力の作用に留意するとともに、乗船者にグリップを握らせるなど身体を保持させること。